

災害時の応援業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、新潟県地域防災計画（震災対策計画）に基づき、新潟県が社団法人新潟電設業協会に対し、県の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援と要請するときの必要な事項について定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 新潟県知事（以下「甲」という。）及び社団法人新潟電設業協会長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせん
- (2) 県管理公共施設のうち建築電気設備に関する被災状況の調査
- (3) 県管理公共施設のうち建築電気設備に関する障害物の除去
- (4) 施設被害のうち建築電気設備に関する応急対策工事
- (5) 応急仮設住宅建設のうち建築電気設備に関する工事
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要な建築電気設備に関する応急業務

(応援要請の手続き)

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭又は電話により要請を行い、後日、速やかに文書を提出する。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施にともない損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、隨時次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況
- (4) その他必要な事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年3月30日

甲 新潟県
代表者 新潟県知事 泉田裕彦



乙 社団法人 新潟電設業協会
会長 小熊延義

